

令和3年4月1日現在

No.	質問	回答
1. 助成対象者について		
1	年齢制限はあるのか。	・年齢制限はありません。 ・未成年の方の場合、申請者は保護者となります。
2	就労を前提としない場合でも対象になるのか。	・就労以外にも様々な形で社会参加を目指すがん患者の方への支援を目的としていますので、社会活動への参加のために医療用ウィッグや乳房補整具等を購入する場合は対象となります。
2. 助成対象の補整具について		
1	医療用ウィッグとは	・抗がん剤治療等による脱毛にお悩みの方が、一時的に着用するウィッグのことです。がん患者さんの外見へのお悩みに対し精神的なケアや生活の質を高める役割があります。
2	日本毛髪工業協同組合の加盟組合員となっている業者以外のウィッグは対象外か。	・助成対象となる業者については特に指定しておりません。
3	医療用ウィッグのJIS規格(JIS S9623)適合品以外のウィッグは対象外か。	・JIS規格適合品以外でも助成対象となります。
4	対象となるウィッグは、医療用ウィッグに限られるのか。	・医療用ウィッグの全頭用(フルウィッグ)が対象となります。 ・部分的なかつらや部分的に毛髪がついた帽子などは対象外です。
5	乳房(胸部)補整具とは	・胸部のがん術後の方の、胸部を補整する補整下着や補整パッド等のことです。 ・シリコン等を体内へ挿入する際の費用や、体型維持のための補整具は対象外です。
6	対象となる医療用ウィッグ、又は補整下着等は1人1つか。	・購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて1回で申請することは可能です。 ・ただし、申請できるのは1人1回で、購入額合計の1/2(千円未満切り捨て、上限2万円)の助成となります。
7	治療を受けた日は令和3年4月1日以前だが、対象になるのか。	・治療を受けられた時期は問いません。
8	購入日に制限はあるのか。	・購入日によって制限があります。 ・令和3年度の場合は、令和3年4月1日以降に購入した補整具が対象です。

No.	質問	回答
9	申請日に制限はあるのか。	<p>【令和3年度の場合】 令和3年4月1日～令和4年3月31日購入分が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請は購入年度の3月末日(必着)まで(ただし、3月購入分のみ、翌年度の4月末日(必着)まで申請できます。) ※末日が休日の場合は、申請は直前の開庁日までとなります。 <p>※ただし、令和3年3月1日～3月31日購入分に限り、令和3年4月30日(必着)まで申請できます。</p>
3. 助成対象経費について		
1	対象補整具を購入する際にかかった消費税は対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となります。助成対象額は、「本体価格＋消費税」です。 ・ただし、医療用ウィッグは、ウィッグ本体価格(頭皮保護用ネット含む)＋消費税が対象となります。
2	医療用ウィッグの付属品(ウィッグのスタンド等)や日常的なケア用品(クリーナー、リンス、ブラシ等)は、助成対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となりません。 ・ただし、医療用ウィッグは、本体以外に頭皮保護用ネットも対象となります。
3	通信販売で購入し、送料や振込手数料がかかった場合は対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・送料や振込手数料は対象となりません。
4	領収書がないので、代わるものとして、レシートを提出してよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは購入店に領収書の発行をお願いしてください。 ・領収書の発行が難しい場合は、領収書と同等の内容の記載(①購入日、②購入品名(助成対象品であることがわかる記載)、③購入金額、④購入者氏名)の全てが確認できるものを併せて提出してください。(例:レシート＋お客様控(お買い上げ明細書)等)
5	インターネット(クレジットカード決済)で購入したため、領収書がない場合はどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは購入店に領収書の発行をお願いしてください。 ・領収書の発行が難しい場合は、領収書と同等の内容の記載(①購入日、②品名(助成対象品であることがわかる記載)、③金額、④購入者氏名)の全てが確認できるものを提出してください。(例:クレジットカードの利用明細書＋納品書(お買い上げ明細書)等)
6	店舗で、クレジット払いで購入した。領収書が発行されなかったがどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは購入店に領収書の発行をお願いしてください。 ・領収書の発行が難しい場合は、領収書と同等の内容の記載(①購入日、②品名(助成対象品であることがわかる記載)、③金額、④購入者氏名)の全てが確認できるものを提出してください。 <p>(例1:クレジット売上票＋お客様控(お買い上げ明細書)等) (例2:クレジットカードの利用明細書＋お買い上げ明細書等)</p>

No.	質問	回答
7	クレジットカード等のポイントを利用して購入した場合、ポイント利用分も助成対象経費となるのか。	・値引きとしての扱いになるので、ポイント利用分の額は対象外となります。
8	領収書の宛名が対象者本人ではない場合に、必要な書類はあるか。	・追加書類として、対象者からの申立書(「誰々(続柄が必要)が購入した医療用ウィッグ(または乳房補整具等)は、自分の物で間違いない」等)を提出してください。
4. がん治療に関する添付書類について		
1	がん治療を受けていることがわかる書類とは、何を提出すればよいか。	<p><医療用ウィッグ> ・薬物療法の説明書や治療方針計画書など、副作用として脱毛が考えられる抗がん剤名等の記載が入った書類</p> <p>【必要記載項目】 ①氏名、②治療を行った医療機関名、③日付(治療時期)、④「脱毛の副作用を伴うがん治療」が分かる記載</p> <hr/> <p><乳房補整具・バスタイムカバー> ・手術に関する入院診療計画書、手術説明書など</p> <p>【必要記載項目】 ①氏名、②治療を行った医療機関名、③日付(治療時期)、④「乳房の切除を伴うがん治療」が分かる記載</p>
2	乳房補整具の購入費助成を希望するが、乳がんの手術が数年前で、手術に関する書類が手元にない場合は、何を提出すればよいか。	<p>・医療機関に依頼の上、証明書又は当時の該当書類のコピー等を提出してください。 (証明書の再発行に伴い、証明書料などが生じた場合の料金は、助成の対象外です)</p>
5. 助成金の振込について		
1	申請後いつ頃に振り込まれるのか。	<p>・申請書の受付後、内容を審査し、概ね1ヶ月以内には振込となります。</p> <p>・ただし、書類に不備や不足がある場合、追加提出を依頼する場合は、1ヶ月以内で振込まれない場合もあります。</p> <p>・また、書類の不備や不足により、助成金を支給できないことがあります。</p>
2	申請者へ振込の連絡はあるのか。	<p>・助成を決定した場合は、交付決定通知書とあわせて、振込時期についてお知らせする文書を申請者あて送付します。</p>